











### 計画策定の背景と目的

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成27年（2015年）10月1日現在、高齢化率は26.6％となっています（平成27年国勢調査）。知立市でも、高齢者人口は年々増加しており、今後高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立支援や、要介護状態の重度化防止を図り、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」を構築することが喫緊の課題となっています。

知立市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、３年を１期とする「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しています。平成29年度（2017年度）には、本計画の計画期間（平成27年度～29年度）が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年））が全て75歳以上になる平成37年（2025年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。



地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。国は、団塊の世代が全て７５歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。

地域包括ケアシステムの姿

### 計画の位置づけ

【 法的位置づけ 】

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の８に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

【市の上位・関連計画との位置づけ】

平成27年度（2015年度）からの10年間を計画期間とする第６次知立市総合計画の高齢者分野として位置づけられるものです。

また、協働による地域福祉のまちづくりを推進する「知立市地域福祉計画」、「第2次健康知立ともだち21計画」、「知立市地域防災計画」等、様々な分野の計画と整合を図り策定しました。

### 計画の期間

本計画の対象期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの３年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が全て75歳以上になる平成37年（2025年）までの中・長期的な視野に立った見通しを示しています。

具体的には、国勢調査などから推計される平成32年（2020年）及び平成37年（2025年）における高齢者人口などを基に、知立市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス体制の整備等、中・長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

団塊の世代が75歳に

団塊の世代が65歳に

平成27年（2015年）

平成37年（2025年）

**第10期介護  
保険事業計画・**

**第11次高齢者福祉計画**

**第９期介護  
保険事業計画・**

**第10次高齢者**

**福祉計画**

**第７期介護  
保険事業計画・**

**第８次高齢者  
福祉計画**

**第８期介護  
保険事業計画・**

**第９次高齢者  
福祉計画**

**第６期介護  
保険事業計画・**

**第７次高齢者  
福祉計画**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成27～29年度  （2015～2017年度） | 平成30～32年度  （2018～2020年度） | | | 平成33～35年度  （2021～2023年度） | 平成36～38年度  （2024～2026年度） | | 平成39～41年度  （2027～2029年度） |
| **中・長期的見通し** |  | | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |



### 年齢３区分別人口・要介護認定者数の推移

総人口の推移をみると、平成26年以降増加を続けており、年齢３区分別人口の推移では、年少人口（0～14歳）は減少しており、老年人口（65歳以上）は増加しています。

年齢３区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

要介護認定者数の推移をみると、平成25年（2013年）から年々増加傾向にあり、平成28年（2016年）で1,898人、認定率は13.8％となっています。要介護度別にみると、要支援１・２、要介護１といった軽度の認定者が増加しています。

要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

### 高齢者数・要介護認定者数の将来推計

高齢者数の推計をみると、平成32年（2020年）は14,706人で、平成37年（2025年）には15,477人となる見込みです。高齢者に占める後期高齢者割合についても増加が続き、平成37年（2025年）には57.7％に達する見込みです。

高齢者数の将来推計



資料：知立市人口ビジョン　まち・ひと・しごと創生総合戦略

要介護認定者数の推移は高齢者数の増加に伴い増加する見込みとなっており、平成30年（2018年）は1,984人、認定率は14.0％ですが、平成37年（2025年）は2,336人で15.8％まで増加する見込みです。

要介護認定者数の将来推計



※要介護認定者数、認定率は第１号被保険者（65歳以上の人）のみ。

※平成30年度以降は、平成28年度の認定率をもとに、人口推計値に  
掛け合わせて推計しています。



### 計画の基本理念

平成37年（2025年）には団塊の世代が全て75歳以上になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されています。こうしたなかで、急増する支援が必要な高齢者を支える仕組みづくりや、すべての高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らし続けるために健康寿命の延伸や重症化予防、多様で複合的なニーズに対応できるサービス体制整備が求められています。また、サービスを受けるだけでなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

本計画においては、前計画の基本的な考え方や趣旨を今後も継続し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、計画の基本理念を「健康でいきいきと暮らせるやさしいまちをめざして」とし、知立市に暮らす高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

基本理念







### 計画の基本目標

知立市の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括ケアシステムの５つの構成要素である「医療・介護・予防・住まい・生活支援」に加え、地域包括ケアシステムの深化と推進に向けた連携づくりを１つ加えた６つの基本目標を掲げます。

### **基本目標１**

### **地域包括ケアシステムの深化と推進**

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を推進するため地域ケア会議や多職種連携会議を充実し、医療や地域の関係団体・機関等による重層的なネットワークの構築を図ります。また、市民や各関係機関、団体から意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題の把握、解決に向けて積極的に取り組めるよう地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

### **基本目標２**

### **健康・生きがいづくり・介護予防の推進＜予防＞**

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるように、心と身体の健康づくり、認知症も含めた介護予防を推進します。また、高齢者の社会参加、就業促進を図り、社会とのつながり、社会的役割をもつことによる介護予防に取り組んでいきます。

### **基本目標３**

### **在宅医療・認知症ケアの推進＜医療＞**

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携をより一層進めるとともに、在宅医療の充実を図ります。また、認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症への理解の促進や地域での見守り体制の強化を図るなど、認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるように、認知症関連施策を推進します。

### **基本目標４**

### **高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり＜生活支援＞**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。また、地域の生活支援の担い手の確保や地域資源の把握に努め、多様な支援が可能になる体制を構築します。

特に、一人暮らし高齢者や寝たきり等の高齢者が安心して暮らせるよう、市が主体となり、福祉サービスの充実を図ります。また、家族介護者の負担軽減を図り、家族介護者が心と身体の健康を保ちながら在宅介護を継続できるよう支援します。

### **基本目標５**

### **高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり ＜住まい・社会環境＞**

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や高齢者にやさしいまちづくり、防犯・防災に配慮したまちづくりを推進します。また、認知症等で判断能力が不十分な方も安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進等高齢者の権利擁護、虐待防止を図ります。

### **基本目標６**

### **介護サービスの充実＜介護＞**

高齢者が抱える多様で複合的なニーズに対応するとともに、重症化予防に向けて介護予防・日常生活支援総合事業の積極的な活用を目指します。また、介護が必要な高齢者が地域でできる限り自立した生活が継続できるよう、介護保険サービスの計画的な整備、介護サービスの円滑な提供を図ります。また、サービス事業者への指導、福祉人材の育成・支援等サービスの質を高めるとともに、給付の適正化対策に取り組みます。さらに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。

### 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 取り組み 〕

基本目標１

地域包括ケアシステムの深化と推進

①　地域包括ケアの推進体制の強化

健康でいきいきと暮らせるやさしいまちをめざして

②　地域包括支援センターの機能強化

①　健康づくりの推進

基本目標２

健康・生きがいづくり・介護予防の推進＜予防＞

②　介護予防の推進

③　高齢者の社会参加や交流の促進

④　高齢者組織の育成

⑤　高齢者の就業支援

①　在宅医療の推進

基本目標３

在宅医療・認知症ケア

の推進＜医療＞

②　医療・介護連携の推進

③　認知症施策の推進

①　生活支援サービスの推進

基本目標４

高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり

＜生活支援＞

②　高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実

③　地域における支え合いの推進

④　家族介護者支援の推進

①　安心・安全な住環境の整備

基本目標５

高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり

＜住まい・社会環境＞

②　高齢者にやさしいまちづくりの推進

③　防犯・防災対策の推進

④　高齢者の権利擁護・虐待防止

①　介護予防・日常生活支援総合事業の活用・充実

③　情報提供・相談体制の充実

②　サービスの質の向上

④　低所得者対策の推進

基本目標６

介護サービスの充実

＜介護＞

⑤　介護給付の適正化

⑥　介護離職の防止

⑦　介護保険サービスの供給体制整備



### **標準給付費の見込み**

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成  30年度 | 平成  31年度 | 平成  32年度 | 平成  37年度 |
| 総給付費 | 2,911,628 | 3,007,329 | 3,108,668 | 3,354,153 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 83,908 | 90,085 | 90,992 | 98,207 |
| 高額介護サービス費等 給付額 | 65,688 | 67,002 | 68,342 | 74,977 |
| 高額医療合算介護 サービス費等給付額 | 13,416 | 13,659 | 13,686 | 13,868 |
| 算定対象審査支払手数料 | 1,957 | 1,997 | 2,037 | 2,237 |
| 標準給付費 | 3,076,597 | 3,180,072 | 3,283,725 | 3,543,442 |
| 第７期標準給付費計 | 9,540,394 | | |

### **地域支援事業費の見込み**

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 平成  30年度 | 平成  31年度 | 平成  32年度 | 平成  37年度 |
| 地域支援事業費 | | 221,561 | 223,208 | 225,857 | 259,655 |
|  | 介護予防・日常生活支援 総合事業費 | 138,540 | 139,357 | 141,168 | 170,465 |
| 包括的支援事業・ 任意事業費 | 83,021 | 83,851 | 84,689 | 89,190 |
| 第７期地域支援事業費計 | | 670,626 | | |

※標準給付費と地域支援事業費を合算したものが総事業費となります。

### **費用の負担割合**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総事業費 | 標準総給付費  （総事業費の90％） | 保険料  50％ | 第１号被保険者保険料  （市へ支払い） | | 第２号被保険者保険料  （医療保険料と共に支払い） | | |
| 23％ | | 27％ | | |
| 公費  50％ | 国 | | | 県 | 市 |
| 調整  交付金  5％ | 20％ （定率） | | 12.5％  （定率） | 12.5％  （定率） |
| 利用者負担（総事業費の10％※） | | | | | | |

※制度改正により、一定以上所得のある方は２割負担、そのうち特に所得の  
高い層の割合は平成30年度（2018年度）8月より３割負担となります。

### **第７期介護保険料**

第７期介護保険料基準額（月額）は、以下のように設定します。



【 第１号被保険者の所得段階別保険料（年額） 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象者 | 負担割合 | 基準年額 |
| 第１段階 | 生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円以下の人 | 0.45  (0.40)※ | 25,100円  （22,300円）※ |
| 第２段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人 | 0.70 | 39,000円 |
| 第３段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 | 0.70 | 39,000円 |
| 第４段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.80 | 44,600円 |
| 第５段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人 | 1.00 | 55,800円 |
| 第６段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 | 1.20 | 66,900円 |
| 第７段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 | 1.30 | 72,500円 |
| 第８段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 1.50 | 83,700円 |
| 第９段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 1.70 | 94,800円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 | 1.80 | 100,400円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人 | 1.90 | 106,000円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人 | 2.00 | 111,600円 |

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び第1段階から第5段階に  
おいては公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いる。

※第1段階の低所得者に対し保険料の軽減をした割合及び金額。



知立市役所　保険健康部　長寿介護課

〒４７２－８６６６　愛知県知立市広見３丁目１番地

電　話：０５６６－９５－０１２２（介護保険係）

ＦＡＸ：０５６６－８３－１１４１（市役所代表）